

ドイツ語技能検定試験（独検） 出願・受験に関する規約

■ 1. 総則

1-1 ドイツ語技能検定試験（以下「独検」）は、公益財団法人ドイツ語学文学振興会（以下「本会」）が実施するドイツ語の技能検定試験です。ドイツ大使館、オーストリア大使館、スイス大使館、ゲーテ・インスティトゥートの後援を受けています。

1-2 出願者および受験者は、以下の事項に同意したうえで出願・受験を行うものとし、その内容を遵守する義務があります。

■ 2. 受験資格・条件

2-1 年齢・職業・学歴・国籍などにかかわらず、受験資格に制限はありません。

2-2 過去に受験した級やその可否に関係なく、どの級でも受験できます。

■ 3. 出願

3-1 試験概要の確認

実施級、各級の検定料、試験時間等の試験の概要および受験方法や注意事項等を確認したうえで、所定の申込手順に従い出願してください。

3-2 出願時の氏名・住所

漢字で記入された氏名・住所について、電算処理上入力不可能な文字は、一般通用の漢字もしくは平仮名（JIS 第一水準・第二水準）を使用します。

3-3 一次試験免除申請

- ・一次試験免除申請は出願時に限り受け付けます。出願後の申請は認められません。検定料は通常の検定料と同額です。割引措置はありません。なお、一次試験免除有資格者が一次試験を受験した場合には、免除申請の有無にかかわらず、一次免除資格は無効となります。
- ・一次試験免除申請者は成績優秀者表彰の対象にはなりません。

3-4 特別措置および配慮の申請

- ・受験に際し特別な措置を要する方は、所定の期日までに願書の特記欄に理由を記載のうえ、郵送で出願してください。別途、医師の診断書の提出をお願いする場合があります。また申請内容や試験場の状況により、御要望に添えない場合があります。
- ・補聴器や拡大鏡の使用、身体的理由による座席の配慮については、出願期間中、申請を受け付けます(郵送のみ)。出願時に願書の特記欄にその旨記入してください。

3-5 願書の郵送

- ・願書を送付せず、検定料を納入しただけでは出願したことにはなりません。
- ・出願期間後の消印の願書は受理しません。

3-6 インターネット申し込み

- ・独検公式ウェブサイトの「インターネットでの出願」画面でステップを確認し、説明に従い、手続きをしてください。携帯電話のメールアドレスや、フリーメールアドレス（無料メール）で登録された場合、メ

ールの受信に遅延や障害が生じることがあります。このような不具合があった場合でも本会は責任を負いません。

- ・「独検」インターネット出願利用規約 (<http://www.dokken.or.jp/guidance/application.html#02>) の内容に同意のうえ出願してください。
- ・通信機器、通信回線およびコンピューター等のシステム機器（出願者、プロバイダー、通信事業者、本会の各々のハードウェア、ソフトウェアおよびそれらをつなぐ通信回線のすべてを含む）の障害や、第三者の妨害、侵入、情報改変等により出願できなかった場合、それらの事由によって生じた損害に対して本会は責任を負いません。

■ 4. 出願内容の変更

4-1 出願のキャンセル

出願後、いったん納入された検定料は、理由のいかんにかかわらず返金できません。また、受験者の都合による次回への振り替えもできません。

4-2 受験級および試験地の変更

出願後の変更は認められません。

4-3 住所その他の変更

- ・転居などで住所が変わった場合は至急、独検事務局まで御連絡ください。
- ・改姓についても速やかに連絡をしてください。

4-4 試験時間の変更

一次試験の試験時間および二次試験の集合時間は原則として変更できません。

■ 5. 受験票

5-1 受験票の発送

受験票は出願時期、出願方法にかかわらず、一次試験日の約3週間前に郵送します。受験票の発送をもって出願受付の確認となります。

5-2 名前の記入

郵便受けにお名前がないと、受験票等の通知が届かない恐れがあります。必ずお名前を入れておいてください。

5-3 受験票の不着

受験票の不着は、所定の期日（試験実施日の10～11日前程度の2日間：各期ごとに設定。公式ホームページ、受験要項の記載を参照してください）の11時～17時に独検事務局（03-3813-0596）までお問い合わせください。不着問い合わせ期間内にお問い合わせいただけない場合、受験できないこともあります。受験できなかった場合、本会は一切その責任を負いません。

5-4 受験票確認のお願い

- ・受験票が届いたら受験票に記載された情報を受験者自身が確認してください。「受験級」「併願級」「試験地」の印字が出願したものと異なっていたら、至急独検事務局まで御連絡ください。御連絡いただけない場合、印字された級・試験地で受験していただくこととなります。
- ・受験票に印字された住所、氏名の印字が異なっている場合、試験後約一週間後までに独検事務局まで御連絡ください。旧字、正字、俗字は出力できない場合があります。
- ・受験票に記載された「注意事項」を試験日まで確認してください。

■ 6. 受験時の注意事項

6-1 注意事項の遵守

- ・試験当日は、本規約および受験票、問題冊子表紙に記載された注意事項を確認し、遵守してください。
- ・試験場内では試験監督および試験場係員の指示に従ってください。指示に従わない場合、および試験進行の妨げとなる行為があった場合、退場となる場合があります。

6-2 携行品

- ・受験時には受験票で指示された携行品（受験票／筆記用具／身分証／時計）を持参してください。試験中、それ以外の私物はかばん等にしまってください。
- ・携帯電話などを時計として使用することはできません。電源を切り、他の私物と同様にかばん等にしまってください。
- ・試験会場内での貴重品や手荷物の管理は受験者自身が行ってください。本会は盗難、紛失その他について一切責任を負いません。
- ・拡大鏡・補聴器・医薬品等の持ち込みが必要な方は、出願時に配慮希望として申請してください（「3-4 特別措置および配慮の申請」参照）
- ・飲みもの（酒類を除く）は持ち込み可能ですが、試験時には机の上に置かず、かばん等にしまってください。

6-3 本人確認

運転免許証、パスポート、学生証、勤務先発行の身分証、保険証等、本人を証明する公的な書類が必要となる場合があります。受験票を携行せず、身分証の提示がなく本人であることを確認できないときは、受験をお断りする場合があります。

6-4 遅刻時の対応

- ・一次試験では、試験開始後 30 分は試験室への入室を認めます。ただしその場合も、試験時間の延長等の措置は行いません。規定時間を超えて遅刻した場合は受験できません。
- ・二次試験では集合時間および面接順を設けておりますが、区分ごとの試験実施時間帯内で、対応可能であれば受験できる場合があります。
- ・公共交通機関の遅延や運休による遅刻・欠席については、その事実を証明できる証票等を取得のうえ独検事務局まで御連絡ください。当日の受験はできませんが、独検実行委員会で協議のうえ振り替え等の対応を検討いたします。

6-5 途中退室

- ・筆記試験開始後、30 分は途中退室を認めません。30 分経過後は試験放棄の場合のみ退室が可能です。また筆記試験中、トイレに行く場合は挙手のうえ試験監督にその旨を伝え、試験監督または監督補助付き添いのもとのみ退室を認めます。聞き取り試験開始後の途中退室は、欠席扱いとなります。
- ・一次試験では、筆記試験と聞き取り試験の双方を受験しないと欠席扱いとなり、試験結果は送付されません。

6-6 試験中の注意事項

- ・問題の内容についての質問にはお答えできません。
- ・以下に例示する不正行為が認められた場合、失格となります（検定料は返還されません）。

- ① カンニング行為（カンニングペーパーや参考書などの使用、他の受験者の答案を見る、他の受験者から答えを教わる等）。
- ② 試験時間中に、他の受験者を利するような行為をする。
- ③ 試験問題を漏洩する。
- ④ 試験室において、他の受験者の迷惑となる行為や試験進行の妨げとなる行為をする。
- ⑤ 出願者以外の者が出願者に代わって受験する。
- ⑥ その他、試験の公平性を損なう行為。

6-7 感染症への対応

- ・インフルエンザ、新型コロナウイルス、その他感染症（学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）第18条に定める各種感染症を指す。以下同様）に罹患している場合、および医師の診断を受けていなくても罹患が疑われる場合は、受験を控えてください。インフルエンザその他感染症に罹患している、または罹患を疑われる場合、試験場にて受験をお断りすることがあります。上記感染症の流行期には、マスクの着用、手洗い・うがいの励行、携行消毒液の携帯・使用等、主体的な感染予防に御協力ください。
- ・試験場として使用予定の大学、高等学校等での施設においてインフルエンザ等の感染が報告された場合、当該試験場での試験を中止する可能性があります。試験の中止等変更が発生した場合には、ただちに公式ホームページにおいて御案内します。

6-8 その他の注意事項

- ・災害・事故などの場合、試験開始時間を繰り下げたり、試験を中止したりすることがあります。
- ・試験問題の一部または全部を本会の許可なく、他に伝え、漏洩（インターネット等への掲載を含む）することを禁じます。
- ・試験場内での録音・撮影を禁じます。また試験に関して知り得た情報全般を他者に開示し公開することを禁じます。
- ・試験終了後、問題冊子はお持ち帰りください。試験実施日の翌日午後以降、公式ホームページで正解答を確認することができます。

■ 7. 試験後

7-1 準1級1級の一次試験結果送付について

準1級1級の一次試験結果は一次試験の3週間後までに郵送の予定です。一次試験合格者には二次試験案内を同送します。

7-2 5級4級3級2級の合否結果について

5級4級3級2級の合否結果および合格証書は夏期試験の場合、試験の4週間後までに、冬期試験の場合は試験の6週間後までに郵送の予定です。準1級1級の試験結果通知書および合格証書は二次試験の2週間後に郵送の予定です。

7-3 欠席者の扱いについて

欠席者へは結果を送付しません。一次試験の欠席者のうち希望者には試験終了後、受験票と所定の返送料分の切手を独検事務局に郵送していただくことで問題冊子と正解答をお送りします。

7-4 試験結果の不着、その他

- ・試験結果の不着は所定の問い合わせ期間（各期の受験要項と公式ホームページに掲載）に独検事務局まで照会してください。
- ・成績についてのお問い合わせにはお答えしません。

■ 8. 免責事項、損害賠償、責任の制限

8-1 不測の事態発生による中止について

本会は、台風や大雪等の自然災害や大地震、伝染病の流行等、不測の事態発生時は試験を中止する場合があります。その場合は独検ホームページへの掲載等を通じて受験者へ通知いたします。本会は、出願者が独検を受験したことにより、または受験できなかったことにより発生した一切の損害について、検定料の返金を含め、いかなる責任も負わないものとします。試験の変更、遅滞、中止等に基づく損害についても同様とします。

8-2 試験場のトラブルについて

- ・試験場における受験者（その保護者等の付添者を含む）間のトラブル等については、本会は一切責任を負いません。
- ・独検受験に際し、出願者が本会または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
- ・本規約に別途定める場合を除き、いかなる場合においても本会が受験者に対して負う責任は、当該受験者が実際に支払った検定料総額を上回るものではありません。

■ 9. その他・一般事項

9-1 合格証明書について

- ・合格証明書の発行は、試験を実施した期の試験結果、合格証書の発行後のみ承ります。
- ・合格証明書には合格した時点で登録された氏名が記載されます。発行申請の時点で氏名が変わっている場合も、記載される氏名に変更や追加を行うことはできません。

9-2 個人情報の取り扱いについて

出願時に登録された個人情報は、本会ホームページで公開されている保護方針に則って取り扱います。

9-3 御意見、お問い合わせについて

回答を要するお問い合わせは、文書で独検事務局（113-0033 東京都文京区本郷 5-29-12-1006）まで御郵送ください。独検実行委員会より回答させていただきます。

9-4 本規約の変更について

本会は本規約を出願者・受験者へ予告することなく変更する場合があります。変更後の本規約については、本会が別途定める場合を除いて、独検公式ホームページ上に掲載した時点より効力が生じるものとします。

公益財団法人ドイツ語学文学振興会
2020年8月31日